

令和3年度 入札・契約制度の改善

(令和3年4月1日から以下のように制度・取り扱いが変更になります。)

本市では、より一層の競争性・透明性を高めるとともに工事等の品質確保を目的として、従来から入札契約制度の改善に取り組んでいます。

今回、以下のとおり入札・契約制度を改善し、令和3年4月1日から実施します。

1. 工事等の一般競争入札の取り扱いについて（継続）
2. 総合評価落札方式の評価項目及び配点の見直し

1. 工事等の一般競争入札の取り扱いについて

【1】工事成績良好業者に対する優遇措置（継続試行）

工事成績良好業者対象工事

一般競争入札（設計金額1,000万円以上）で、難易度の高い工事等について、発注条件に工事成績要件を追加します。

【2】工事（業務）成績不良業者に対する制限措置（継続試行）

（1）入札参加等の制限

一般競争入札

令和元年度及び令和2年度に竣工した本市の工事（業務）成績で、2ヶ年度の同種工事（業務）の工事（業務）成績平均点が65点未満の者は、引き続き、設計金額1,000万円以上の一般競争入札への入札参加は認めません。

また、令和元年4月1日以降に竣工した本市の工事（業務）で、同種工事（業務）の65点未満の工事（業務）成績は、施工（履行）実績と認めません。

（2）配置予定技術者に対する制限

一般競争入札

（ア）原則、総合評価競争入札による案件について、配置予定技術者の技術者経験を求めています。令和3年度も引き続き実施します。

（イ）配置予定技術者の技術者経験を求める場合は、令和元年4月1日以降に竣工した本市の工事（業務）で、同種工事（業務）の65点未満の工事（業務）成績の工事（業務）は、技術者経験と認めません。

【3】入札参加申請時の工事实績証明（コリンズの添付）の取り扱いについて

工事の一般競争入札で求める工事实績の証明は、引き続き、原則コリンズカルテの添付を義務付けます。

【参考事例】令和3年4月1日から令和4年3月31日までの発注の場合	
平成18年4月1日以降に竣工した工事で以下の分類により提出すること	
金額区分	施工実績・従事経験を証する書類
請負金額が2,500万円以上 (詳細コリンズの対象)	コリンズの登録内容確認書（竣工登録）又は竣工時工事カルテの写しの添付。
請負金額が500万円以上 2,500万円未満(簡易コリンズの対象)	コリンズの登録内容確認書（受注登録されていれば可）又は受注登録の工事カルテの写し。ただし、写しと併せ竣工時の工事概要、請負金額がわかるもの（当初及び変更後の契約書・工事概要書等）を添付。

【4】一般競争入札で求める配置予定技術者の雇用期間の確認

請負予定金額3,500万円以上（建築一式工事の場合は7,000万円以上）の一般競争入札の配置予定技術者については、公告日以前に3ヶ月以上の継続雇用を求めています。令和3年度も引き続き実施します。

【5】一般競争入札の民間工事施工実績の認定（継続試行）

一般競争入札で本市が求める工事施工実績は、基本的に公共工事に限定していますが、入札参加機会の拡大等を図るため、平成23年4月1日以降発注の案件から一部案件で、民間工事の請負契約（元請に限る）による施工実績も認めています。令和3年度も引き続き実施します。

対象工事：「建築一式工事」「解体工事」で設計金額3,000万円未満の工事案件

なお、施工実績の提出書類については、公告文にて記載します。

2. 総合評価落札方式の評価項目及び配点の見直し

総合評価落札方式の評価項目及び配点を見直します。
災害対応工事の実績を評価するとともに、将来にわたる競争性確保を図るものです。

評価項目及び配点の見直し

評価項目		改正前	改正後
災害対応工事の施工実績		—	選択項目として追加 配点範囲：0.5～1.0
松山市の 工事成績（※）	企業	必須項目 配点範囲：3.0～5.0	選択項目 配点範囲：2.0～5.0
	技術者	必須項目 配点範囲：1.5～4.0	選択項目 配点範囲：1.0～3.0
地域精通度		選択項目 配点範囲：0.5～2.0	廃止

（※）令和3年4月1日以降は、松山市の工事成績として、松山市公営企業局の工事成績も評価対象とします。

改正後の評価基準の詳細は、「総合評価落札方式（簡易型）における共通事項」をご確認ください。（市ホームページに令和3年4月1日掲載予定）